

他市区の類似事業実施要綱

項目	調布市	西東京市	国分寺市	練馬区
名称	調布市特別支援学校在籍者・卒業生等の体験活動支援事業実施要綱	西東京市公民館障害者学級実施要綱	国分寺市立公民館くぬぎ教室実施要綱	練馬区心身障害者青年学級開設要綱
目的・趣旨	第 1（目的）この要綱は、調布市内に在住する特別支援学校在籍者・卒業生及び特別支援学級在籍者・卒業生を対象に、文化活動、スポーツ・リクリエーション活動など様々な体験活動の機会を提供することで、自立性の向上に向けた支援を行うことを目的とする。	第 1（目的）この要綱は、西東京市公民館が実施する障害者学級（以下「学級」という。）に参加することにより、学級に参加する者（以下「学級生」という。）が社会性及び自主性を養い、社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とする。	第 1 条（趣旨）この要綱は、国分寺市立公民館で開催する知的障害者を対象としたくぬぎ教室(以下「教室」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	第 1 条（目的）この要綱は、心身障害者青年学級(以下「青年学級」という。)について必要な事項を定めることにより、生活に関する学習、趣味およびスポーツ活動を通じて、青年学級の学級生(以下「学級生」という。)の情操の向上および生活の充実を図るとともに、学級生相互の仲間意識を高めることを目的とする。
定義	第 2（定義）調布市特別支援学校在籍者・卒業生等の体験活動支援事業の名称は「のびのびサークル」（以下「のびのびサークル」という。）とする。			
運営の方針			第 3 条（運営の方針）教室は、知的障害者が集団活動を通して自立する力を身につけることを基本に、次の方針に沿って運営する。 (1) 相互の個性を認め合い、人格を大切に する人間尊重の精神に基づく人間関係を築く。 (2) 教室の活動を通し、経験を積み重ねることにより、自ら生きていく力を育む。 (3) 教室の活動を通し、市民として社会生活を営む力を培う。 (4) 教室の活動を通し、自主的な団体活動ができる力を育む。	
事業の内容 （学習内容）	第 3（事業の内容）事業の内容は、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を基本に、社会性及び協調性を身に付けられるものとする。			第 6 条（学習内容）青年学級の学習内容は、第1条に定める目的に沿ったものとする。
実施日及び 実施回数 （開催・活動日時・期間）	第 5（実施日及び実施回数） のびのびサークルは、月に 2 回程度実施するものとする。		第 6 条（活動日時）教室の活動日時及び内容は、公民館長が別に定めるものとする。	第 3 条（期間）青年学級の期間は、毎年4月から翌年3月までとする。 青年学級は、毎月1回(8月を除く。)開催する。
青年学級の種類 および対象者	第 4（対象者）のびのびサークルに参加することができる者は、原則、市内に在住する特別支援学校在籍者・卒業生及び特別支援学級在籍者・卒業生であって、知的障害のある者とする。	第 2（対象者）学級生は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。(1) 市内に住所を有し、各年度の 4 月 2 日を基準日として、年齢が18歳以上である者(2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年 3 月 20 日付民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けた者のうち障害の程度が 2 度から 4 度までの者(3) 日常生活において概ね介助を要せず、かつ、自ら意思表示が可能なこと。	第 4 条（参加対象者）教室へ参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 愛の手帳の交付を受けている者(障害の程度が2度から4度までの者に限る。) (2) 市内に在住する者であって、当該年度の当初において満18歳以上のもの (3) 本人が来館又は保護者等が送迎可能な者 (4) 教室の活動に当たって、継続的な集団活動及び社会教育活動を理解し参加を希望する者	第 2 条（青年学級の種類および対象者）青年学級の種類および対象者はつぎのとおりとする。 あすなろ青年学級 15歳以上39歳以下の肢体不自由の者 ともしび青年学級 15歳以上39歳以下の中・重度知的障害の者 日曜青年学級 15歳以上39歳以下の軽度知的障害の者 ひまわり青年学級 15歳以上39歳以下の中・重度知的障害の者 2 練馬区立春日町青少年館長(以下「青少年館長」という。)は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する対象者の年齢を変更することができる。
主催館等 （定員・会場）			第 2 条（主催館等） 教室を主催する施設及びその定員は、次のとおりとする。 国分寺市立本多公民館 40人 国分寺市立恋ヶ窪公民館 23人 国分寺市立並木公民館 25人	第 7 条（定員）青年学級の定員はつぎのとおりとする。 あすなろ青年学級 30名 ともしび青年学級 70名 日曜青年学級 70名 ひまわり青年学級 45名 2 前項の規定にかかわらず、青少年館長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 第 4 条（会場） 青年学級の会場は、野外学習および宿泊学習を除き、区内の公共施設とする。

項目	調布市	西東京市	国分寺市	練馬区
ボランティア等の配置 (スタッフ・講師等)	第6（ボランティア等の配置）事業を安全に実施するため、学校の教諭等、当該児童・生徒等に対して一定の指導力を有する者及びボランティアを配置する。		第10条（スタッフ）円滑な教室の運営を図るため、国分寺市立公民館事業運営スタッフ設置要綱(平成27年要綱第29―2号)に定めるところにより、運営スタッフを置く。	第9条（講師等）青年学級の講師、助手、協力者および介助者(以下「講師等」という。)は、障害者教育を行ううえで指導力があり、青年学級に理解のある者とする。
募集 (入級申請・参加申込・入級及び退級・済美教室への参加)		第3（入級申請）入級を希望する者又はその保護者若しくは保護者に代わる者は、西東京市公民館障害者学級入級申請書（様式第1号）を西東京市公民館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。 2 複数の学級への入級申請はできない。	第7条（参加申込）教室に参加を希望する者又はその者の保護者等は、公民館長が別に定める期間内に、国分寺市立公民館くぬぎ教室参加申込書(様式第1号)を公民館長に提出しなければならない。	第8条（募集）学級生の募集は、毎年1回行う。応募者多数の場合は、青少年館長が入級者を決定する。
退級の届け出		第5（退級の届出）学級生が、退級をする場合、西東京市公民館障害者学級退級届（様式第3号）を公民館長に提出しなければならない。		
参加決定 (決定通知)		第4（決定通知）館長は、第3の申請を受けたときは、西東京市公民館障害者学級入級決定通知書（様式第2号）により、申請者に結果を通知するものとする。	第8条（参加決定）公民館長は、前条の規定により参加申込みを受けたときは、速やかに教室参加を決定し、国分寺市立公民館くぬぎ教室決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。	
在籍の制限 (修了)			第5条（在籍の制限）在籍することのできる教室は1か所のみとし、同時に2か所以上の教室に在籍することはできないものとする。	
教室の運営 (指導者会議・運営会議)			第11条（教室の運営）教室の運営は公民館職員、スタッフ等で行うものとする。 2 教室の運営を円滑にするため、運営会議(以下「スタッフ会議」という。)を開催する。 3 スタッフ会議は、公民館職員、スタッフ等で構成し、定例的に開催し、必要に応じて臨時スタッフ会議を開催する。	第10条（指導者会議）青少年館長は、青年学級を円滑に運営するため、講師等および担当職員をもって組織する指導者会議を必要に応じて開催する。 2 指導者会議は、青年学級の指導内容および運営方法に関する助言を行う。
守秘義務			第12条（守秘義務）教室に携わる者は、教室の実施に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。又、退いた後も同様とする。	
安全管理			第13条（安全管理）公民館長は、活動時の安全を考慮し、必要に応じて看護師等を配置する。 2 公民館長は、活動のため必要と認めるときは、当該活動の参加者に対し、医師の診断書の提出を求めることができる。	
保険加入				第11条（保険加入）学級生は、万一の事故に備えて、青少年館の指定する保険に加入しなければならない。
経費負担 (費用の負担・参加費等)			第9条（参加費等）教室への参加費は、無料とする。ただし、教室に参加する者(以下「参加者」という。)は、材料費、食費、交通費等の実費相当分を負担するものとする。	第12条（経費負担）学級生の経費は無料とする。ただし、青少年館長は、保険料および教材費ならびに野外学習費および宿泊学習費の一部または全部を、学級生に負担させることができる。
事業計画				第13条（事業計画）第4条から第6条までおよび第8条の規定の詳細については、各年度の事業計画によって定める。
実施期間の長への委任 (委任)		第6（委任）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。	第14条（委任）この要綱に定めるもののほか、教室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	
雑則	第7（雑則）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。			